高教組速報

2019年度
第7号
2020年2月6日
文責　寺田　杉

長崎高教組　長崎市中川2丁目2-5　TEL（095）827-5882

「勤務時間の上限の方針」に係る県教委との折衝

高教組：職場の実態を反映させることを要求

【経緯】文部科学省は、1月17日、2019年末に可決された「給特法一部改正法」第7条に基づくものとして、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下、「上限指針」）を官報告示しました。

同日、「上限指針」の告示等に関する通知と「上限指針」に関するQ&Aを発して、服務監督権者である教育委員会に対し、「上限指針」を参考にした「上限方針」を教育委員会規則等に定めることを求めました。

「上限指針」は、19年1月25日に出された勤務時間「上限ガイドライン」を「指針」に格上げしたものです。勤務時間外の「在校等時間」に行われる業務について、「時間外勤務を命じられて行うものでないとしても、学校教育活動に関する業務について正規の勤務時間内に行われる業務に変わりはなく」とし、それが「長時間化している実態を踏まえ」、上限を定めて「適切な管理」を行うとしています。

「給特法一部改正法」によって規定された「1年単位の変形労働時間制」導入の前提条件が「上限指針の遵守」とされています。

【1回目の折衝】1月21日に、鍛治委員長他本部役員3人が「上限方針（案）」に関わる折衝を県教委と行いました。

県教委は、勤務時間の考え方として、週休日の補習や模試監督の業務はＰＴＡのとりくみになっていることから在校等時間から除く、という現場の勤務の実態からはありえない考えを示しました。また勤務時間を縮減するための「県立学校の業務改善アクションプラン」（案）も提案しました。高教組は「上限方針（案）」の「勤務時間の考え方」や「アクションプラン」のについて、本部執行部の「意見書」を提出することを伝え、後日、県教委の回答を要求しました。

【意見書（抜粋）】①授業や生徒指導に生かすための資料調べ等、教員としての力量を高めるための自己研鑽は在校等時間に含めること。②形式上ＰＴＡのとりくみになっている補習や模試等にかかわる業務も「在校等時間」に含め、その時間が「上限」を超えないことてを目指すという考え方を明記すること。③また、その前提として、「出退勤管理システム」では、補習や模試等も含めて計測し、毎月の記録を残すことも明記すべき。

【2回目の折衝】2月5日、寺田書記長、馬場書記次長2人が折衝しました。県教委は、高教組が意見書で追求したことには一定理解を示しました。その上で、高教組は改めて次のことを要求しました。①県教委の責任で大胆な業務削減を実行すること、②補習や模試の業務も、進路指導部などが計画し、担当の教職員も決め、職員会議などで確認して実施していることから「校務」にあたる。これらの時間も含めて「在校等時間」を捉えなければ学校の実態に反し、「学校における働き方改革」の名に値しないこと、③PTA等関係団体と学校の業務削**減について具体的な協議をすすめること、④「県立学校の業務改善アクションプラン」で業務削減を全面に打ち出すこと、働き方改革を進めるためのチェックリストを強調し個々の教職員の意識改革であるような印象を与えないこと、**を要求し12日の交渉に臨むことを伝えました。

２月１２日（水）県教委と交渉をします。ご意見等を高教組本部までお寄せ下さい